

水島港 B C P（事業継続計画） （感染症編）

令和 6 年 2 月

水島港 B C P 協議会

策定・改訂等の履歴一覧

[illegible]

目 次

1. 基本方針	1
2. 本BCPで対象とする感染症	1
3. 港湾機能の目標	2
4. 本BCPで想定する対応期間・流行段階	3
5. 実施体制	5
6. 各流行段階において想定されるリスク	
【貨物船編】	8
【災害対応編】	8
7. 対応計画	
【貨物船編】	
(1) 感染予防対策	11
(2) 感染症を発症又は感染の疑いのある者が発生した場合の対応	12
【災害対応編】	
(1) 感染予防対策	13
(2) 派遣部隊に感染症を発症又は感染の疑いのある者が発生した場合の対応	14
8. マネジメント計画	
(1) 事前対策	16
【貨物船編】【災害対応編】	
(2) 教育・訓練	17
(3) BCPの見直し、改善	17
参考資料	
(1) 水島港BCP（感染症編）に関する諸体系	18
(2) 新規策定時における参考資料一覧	20

1. 基本方針

新型コロナウイルスのパンデミックは、世界各国で緊急事態宣言が出され、一部都市ではロックダウンが行われるなど、世界中の人々の日常生活や社会経済活動に大きな影響を与えたところである。

海上交通・港湾分野においても、国内外でのクルーズ船や貨物船の乗客・乗員が感染し、港湾を通じた国内への感染拡大のおそれや、患者の搬送、船内消毒等のため船舶が港湾内に長期間停留し、荷役やその他船舶の利用に支障をきたした事例が発生している。また、外航貨物船の船員の中に感染疑いがあるため臨船検疫など感染防止のための特別の対応が必要となる事例も多数報告されている。

我が国は、身の回りの製品の多く、特に、資源・エネルギー・穀物においてはほぼ100%を海外からの輸入に依存し、またその貿易量の99.6%は船舶を利用するなど、港湾が国際海上貿易、国内海上交通・物流の拠点として重要な役割を担っている。

ウィズコロナの時代において、感染拡大防止と経済活動の両立が求められる中、港湾においても、感染又はその疑いが発生した場合でも、港湾の機能に与える影響をできる限り抑え、港湾機能の継続を図ることが必要不可欠である。

そのため、感染症の拡大下においても当該港湾の港湾機能を維持していくため、港湾関係者の感染防止策等の対応の在り方をあらかじめ明らかにした危機管理対策、体制の強化を目的とした具体的な活動計画として、水島港BCPに新たに感染症編（以下「感染症BCP」という。）を加えるものである。

2. 本BCPで対象とする感染症

感染症は多種に渡っており、その種類によって取るべき対策も異なるが、海上交通・港湾分野においては検疫法第2条に規定する検疫感染症を対象に本BCPを策定することとする。

なお、本BCPは、飛沫感染や接触感染とするその他の感染症にも準用する。

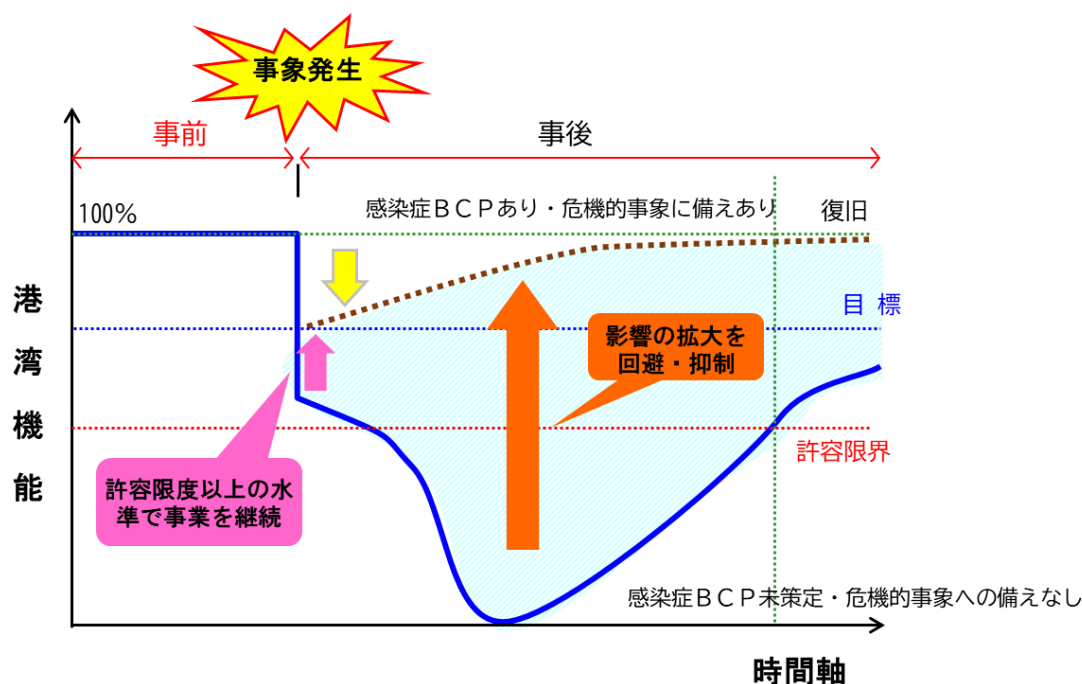
3. 港湾機能の目標

港湾関係者や入港船舶の乗客・乗員に感染症が発生・拡大すると、港湾における労働者の不足やオフィスの閉鎖、船舶の運航停止等が必要となり、C I Q※をはじめとする国の関係官署及び港湾管理者、その他の関係機関の業務機能の停止や、船社、海貨・フォワーダー、港運・陸運事業者等の港湾関係の事業活動の停止につながる。また、感染者の搬送、船内の消毒や船員の交代等のため、貨物船が港湾内に長期間停泊し、係留施設の占有が長引くなど、荷役が遅れるリスクも発生する。

本BCPは、感染症によって、水島港の港湾機能継続が困難となる状況を回避し、その経済・社会への影響を軽減することを目的とする。図－1に感染症BCPの概念図を示す。

なお、自然災害の場合は、通常、発生直後の状況以上に港湾機能が低下することではなく、以降は早期復旧を目指して対応していくことになるが、感染症の場合は、発生後の対応が不十分な場合、感染拡大によって港湾機能がさらに低下していく可能性があるため、本BCPに基づいて拡大防止策を迅速に講じることによって水島港における感染拡大を的確に抑制していくこととする。

※C I Qは、税関(Customs)、出入国管理(Immigration)、検疫(Quarantine)を指す。



図－1 港湾における感染症BCPの概念

4. 本BCPで想定する対応期間・流行段階

感染症については、今般の新型コロナウイルス感染症でも見られるように、長期的な対応も想定されることから、こうした中でも港湾における感染症の拡大防止と港湾における事業継続を図るため、以下に示す各流行段階（「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」と同様に設定）を想定し、計画を策定するものとする。

①未発生期

新型感染症発生に備え、体制を整備する時期。全国の主要な港湾において、防疫用資源（資器材）の準備・備蓄、感染症リスクに対する関係者の認識の涵養、感染症患者の救援・保護体制の確立準備、対応訓練等を計画的に進めておく必要がある。

②海外発生期

海外にて感染症が発生した事がニュース等報道で取り上げられ、国内への侵入をできる限り抑えるとともに、国内発生に備えた体制を整備する時期。感染症発症による港湾関係者への健康被害や港湾機能の維持・継続上のインパクトをあらかじめ分析・評価しておく必要がある。

③国内発生早期

国内のいずれかの都道府県で感染症の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態であり、国内感染をできる限り抑える時期。港湾における全国横断的な防疫・救援・保護・連絡調整体制の確立と防疫資源の重点的な投入を図る必要がある。また、港湾関係者において感染症が発生することも想定した対応が必要となる。

④国内感染期

国内のいずれかの都道府県で感染症の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態であり、医療体制、健康被害、国民生活、国民経済等への影響を最小限に抑える時期。また、感染症による港湾機能の低下を最小限に抑えるため、港湾関連官署、事業者等が行う防疫措置への重点的な支援強化を図るとともに、必要に応じて、港湾間の機能バックアップのための広域調整を行う必要がある。

⑤小康期

感染症の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態であり、国民生活、国民経済の回復を図り、次の流行に備える時期。感染症拡大の教訓を踏まえ、引き続き水際における警戒態勢や所要の防疫体制を維持する必要がある。

○港湾機能に影響を与える事象

港湾機能継続に影響するケースとして、(a)感染症を発症又は感染の疑いのある船員が乗船する船舶の入港時と(b)感染症が懸念される中での災害対応時を想定する。ここで、(a)について、人々の日常生活や社会経済活動に及ぼす影響を最小とすることを目的とし、物流の観点から、国内外の貨物船等（コンテナ、ドライバルク、タンカー、自動車船等をいう。以下同じ。）を対象とする。

5. 実施体制

「感染症BCP」の実施体制については、既に策定済みの水島港水際・防災対策連絡会議や水島港BCP協議会の枠組みを活用した体制とする。

表－1 水島港水際・防災対策連絡会議の構成

所 属
(行政機関)
法務省 広島出入国在留管理局 岡山出張所
財務省 神戸税関 水島税関支署
厚生労働省 広島検疫所 水島出張所
農林水産省 神戸植物防疫所 広島支所 水島出張所
農林水産省 動物検疫所 神戸支所 岡山空港出張所
国土交通省 中国運輸局 岡山運輸支局 水島海事事務所
海上保安庁 水島海上保安部
気象庁 岡山地方気象台
環境省 中国四国地方環境事務所
防衛省 陸上自衛隊 日本原駐屯地 第13特科隊本部
防衛省 海上自衛隊 呉地方総監部
岡山県(知事直轄) 危機管理課(災害対策本部)
岡山県(知事直轄) 消防保安課
岡山県備中県民局水島港湾事務所
岡山県警察本部警備部外事課
岡山県警察本部警備部警備課
岡山県保健医療部健康推進課
岡山県保健医療部保健医療課新型コロナウイルス感染症対策室医療調整班
岡山県環境文化部自然環境課
岡山県備中県民局備中保健所
倉敷市総務局防災危機管理室
倉敷市消防局
倉敷市保健所
(関係団体)
岡山県倉庫協会
一般社団法人岡山県トラック協会
公益社団法人岡山県医師会
岡山県西南海運組合
倉敷地区海運組合
内海水先区水先人会
水島港運協会

水島港船主組合
水島港ひき船協議会
水島港湾災害対策協議会
一般社団法人岡山県旅客船協会
株式会社東洋信号通信社水島港グループ
水島コンビナート地区保安防災協議会
水島港国際物流センター株式会社
水島地区船舶代理店協議会
J F E スチール株式会社西日本製鉄所(倉敷地区)
E N E O S 株式会社水島製油所 A 工場
E N E O S 株式会社水島製油所 B 工場
株式会社大阪ソーダ水島工場
三菱ケミカル株式会社水島事業所
三菱ガス化学株式会社水島工場
東京製鐵株式会社岡山工場
旭化成株式会社製造統括本部水島製造所
瀬戸埠頭株式会社
パシフィックグレーンセンター株式会社
日本ゼオン株式会社水島工場
一般社団法人日本埋立浚渫協会中国支部
(事務局)
国土交通省 中国地方整備局 宇野港湾事務所
岡山県土木部港湾課

表－２ 水島港ＢＣＰ協議会（順不同）

区分	機関名
港湾利用者	水島港湾災害対策協議会
港湾運送	水島港運協会
船舶代理店	水島地区船舶代理店協議会
旅客船	一般社団法人 岡山県旅客船協会
製油所	ＥＮＥＯＳ株式会社水島製油所
コンテナ物流	水島港国際物流センター株式会社
航行管理支援	株式会社東洋信号通信社
建設業	一般社団法人 日本埋立浚渫協会 中国支部
	一般社団法人 岡山県建設業協会
	一般社団法人 岡山県測量設計業協会
行政（国）	財務省 神戸税関 水島税関支署
	海上保安庁 第六管区海上保安本部 水島海上保安部
	国土交通省 中国運輸局 岡山運輸支局 水島海事事務所
	国土交通省 中国地方整備局 宇野港湾事務所
行政（市）	倉敷市 総務局 防災危機管理室
行政（県）	岡山県（知事直轄） 危機管理課
	岡山県 備中県民局 水島港湾事務所
	岡山県 土木部 港湾課
事務局	国土交通省 中国地方整備局 宇野港湾事務所
	岡山県 土木部 港湾課

6. 各流行段階において想定されるリスク

【貨物船編（感染症を発症又は感染の疑いのある船員が乗船する船舶の入港時の対応をいう。以下同じ。）】

① 未発生期

- ・ 特記事項なし。

② 海外発生期

- ・ 外航の貨物船等の船員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染者が発生するリスク
- ・ 港湾関係の労働者が、感染リスク回避のため、感染した船員や感染疑いのある船員が乗船する外航の貨物船等に係るサービスを提供できないリスク（※②～⑤に跨るリスク）
- ・ 外航の貨物船等が船員の感染により自力航行能力を喪失して岸壁を長期間占有し、後続船の着岸や荷役に影響するリスク（※②～④に跨るリスク）
- ・ 検疫が長時間に及ぶことにより外航の貨物船等が岸壁を長時間占有し、後続船の着岸や荷役に影響するリスク（※②～④に跨るリスク）

③ 国内発生早期

- ・ 港湾関係の労働者の間や、港湾関係の労働者と貨物船等の船員との間の感染によって港湾運営に必要な人的資源の不足をきたすリスク（※③～④に跨るリスク）
- ・ 港湾関係の労働者における感染の拡大により、離着岸や本船荷役をはじめとする港湾運送が行えなくなるリスク（※③～④に跨るリスク）（特に緊急物資輸送時に留意）

④ 国内感染期

- ・ 国内外における感染の拡大により、港湾機能が低下するリスクへの対応

⑤ 小康期

- ・ 国内外における移動制限等の緩和に伴う感染拡大の再発リスク
- ・ 貨物船等の船員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染者が再発生するリスク

【災害対応編（感染症が懸念される中での災害対応をいう。以下同じ。）】

① 未発生期

- ・ 特記事項なし。

② 海外発生期

○外国からの支援に起因する感染症リスク

- ・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染者が発生し、入港先の港湾や国内に流入するリスク

○貨物船等から感染者が発生し、支援船の受入れに影響が出るリスク

- ・被災地港湾に係留中の貨物船等から感染者が発生し、支援船の受入れが困難になるリスク〈※②～④に跨るリスク〉

③ 国内発生早期

○他地域からの支援に関するリスク

- ・被災地に感染者が発生しており、被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援等が実施出来ないリスク
- ・被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染者が発生するリスク
- ・離島等への給水支援・緊急物資輸送支援等により、医療体制が十分でない地域への感染者を発生させるリスク
- ・他地域からの船舶を活用した支援により、感染者が発生するリスク
- ・リエゾン等の派遣職員が被災地派遣中に感染し、派遣元に戻った際に、派遣元の職場で感染が拡大するリスク

○港湾利用面に関するリスク

- ・災害対応従事者（行政関係者・建設会社等をいう。以下同じ。）が感染症に感染し、港湾施設の応急復旧等が迅速に行えない場合、港湾利用面（物流面・緊急物資輸送拠点等）に支障が出るリスク

○外国からの支援に起因する感染症リスク

- ・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染者が発生し、入港先の港湾や国内に流入するリスク
- ・被災地に感染が発生しており、外国からの支援船を港湾に待機させなければならなくなるリスク

④ 国内感染期

○他地域からの支援に関するリスク

- ・被災地に感染が拡大しており、被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援等が実施出来ないリスク
- ・被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染が広域に拡大するリスク
- ・離島等への給水支援・緊急物資輸送支援等により、医療体制が十分でない地域への感染を拡大させるリスク
- ・他地域からの船舶を活用した支援により、感染が拡大するリスク
- ・リエゾン等の派遣職員が被災地派遣中に感染し、派遣元に戻った際に、派遣元の職場で感染症を拡大させるリスク

○港湾利用面に関するリスク

- ・災害対応従事者が感染症に感染し、港湾施設の応急復旧等が迅速に行えない場合、広域的に港湾利用面（物流面・緊急物資輸送拠点等）に支障が出るリスク

○外国からの支援に起因する感染症リスク

- ・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染者が発生し、派遣元の入港先の港湾や国外に流出するリスク
- ・被災地に感染が拡大しており、外国からの支援船を港湾に待機させなければならなくなるリスク

⑤ 小康期

- ・感染拡大防止のための措置の緩和に伴う感染拡大の再発リスク

7. 対応計画

【貨物船編】

(1) 感染予防対策

① 未発生期

未発生期における感染症への備えは8. マネジメント計画を参照すること。

② 海外発生期

岡山県（港湾管理者）は、国土交通省中国地方整備局や倉敷市保健所、厚生労働省広島検疫所水島出張所等防疫関係機関（以下「防疫関係機関」という。）との連携のもとに、感染症発症時の典型的な症状などの感染症の特性と海外における感染発生事例、有効な予防・防疫措置に関する情報の収集を行い、水島港水際・防災対策連絡会議を通じて、関連する機関への情報共有を実施する。

外航の貨物船等の船員との接触によって、船舶の荷役に従事する港湾労働者をはじめとするターミナル関係者に感染が発生する事態を想定し、岡山県（港湾管理者）は船社及びターミナル関係者（以下「船社等」という。）に対し、ターミナル等における感染予防に係るポスター掲示やアナウンスの実施、検温やマスク着用等の所要の防疫措置について要請を検討する。また、港湾関係者が行う感染症の予防、防疫措置のためのマスクや消毒薬、検温器その他の予防・防疫資器材について、その備え置き状況把握に努める。

③ 国内発生早期

岡山県（港湾管理者）は防疫関係機関との連携のもとに、他の港湾における感染の発生事例や予防・防疫措置に関する最新の情報を収集し、水島港水際・防災対策連絡会議を通じて、関連する機関への情報の共有・更新を実施する。

岡山県（港湾管理者）は船社等に対し、ターミナル等における感染予防措置、検温やマスク着用等の所要の防疫措置の徹底を要請するとともに、これらの措置に必要な予防・防疫資器材について、必要に応じて相互融通のための調整を行う。

④ 国内感染期

岡山県（港湾管理者）は防疫関係機関との連携のもとに、他の港湾における感染の発生事例や予防、防疫措置に関する最新の情報を収集し、水島港水際・防災対策連絡会議を通じて、関連する機関への情報の共有・更新を実施する。

岡山県（港湾管理者）は船社等に対し、ターミナル等における感染予防措置、検温やマスク着用等の所要の防疫措置の徹底強化を要請するとともに、これら措置に必要な予防・防疫資器材について、必要に応じて他港も含めた相互融通のための調整を行う。

また、港湾関係者は、職員への感染に備えたローテーション勤務や職務の代替性強化を行う。

⑤ 小康期

感染症を発症又は感染の疑いのある者が乗船することや、職員の感染が発生することによるリスクを想定し、岡山県（港湾管理者）は引き続き、船社等に対し、ターミナル等における感染予防措置、検温やマスク着用等の所要の防疫措置の実施、感染予防に係るポスター掲示やアナウンスの継続等について要請を検討する。

また、岡山県（港湾管理者）は④国内感染期までの対応を振り返り、必要に応じて感染症の予防・防疫資器材の補充要請の検討や対応の見直しを行う。

表－３ 各流行段階における対応方策

海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
検温やマスク着用等の所要の防疫措置			
感染発生事例や予防・防疫措置の情報収集及び情報共有			
感染予防に係るポスター掲示やアナウンス			感染予防に係るポスター掲示やアナウンス
予防・防疫資器材の備え置き状況把握・他港との相互融通			
		職員への感染に備えたローテーション勤務や職務の代替性強化	予防・防疫資器材の補充や対応の見直し

（２）感染症を発症又は感染の疑いのある者が発生した場合の対応（各流行段階共通）

岡山県（港湾管理者）は、船舶若しくは船舶代理店又は防疫関係機関から貨物船等の船員に感染症を発症又は感染の疑いのある者が発生したとの第１報情報を得られた場合、水島港水際・防災対策連絡会議を通じて関連する機関に対して適宜情報共有を行う。第２報以降の対応状況についても情報収集を行い、必要と判断される場合には情報共有を行うとともに、感染防止対策等の支援を行う。併せて、防疫関係機関等と対応を相談し、必要に応じて関係機関と岸壁の調整を行う。

上記の対応の際には、以下について特に留意する。

- ・ 水際対策の徹底は他のあらゆる事柄に優先して行う。このような観点から、各関係者は防疫関係機関の意見を最大限尊重する必要がある。
- ・ 感染者等が乗船した船舶の来港事案への円滑な対応のためには、関係者間の「前広」「迅速」「正確」な情報共有が重要である。
- ・ 港湾関係者の「安全」は当然として、「安心」の確保にも努める必要がある。

表－４ 感染者等が発生した場合の対応及びその主体

	対応 事案発生 → 終結まで継続	感染者発生 船社／ 船舶代理店	水島港水際・防災対策連絡会議構成員							
			防疫関係機関		運輸局	海上保安部	税関	入国管理局	港湾管理者 (水島港湾事務所)	その他加盟組織 (関連する機関のみ)
			検疫所 外航 (1stPort)	保健所 外航 (2ndPort)/ 内航						
感染の疑いがある者の発生	関係行政機関等へ連絡 ※外航船	●	○	○	○	○	○	○	○	○
	関係行政機関等へ連絡 ※内航船	●		○	○	○	○	○	○	○
入港判断	入港判断		(外航のみ) ●							
検疫場所調整	検疫場所調整	●	(外航のみ) ●	○		○			○	
陽性者対応	陽性者対応	○	(外航のみ) ●	●		○		○		
長期係留に備えた対応	岸壁調整	●	(外航のみ) ●						○	

※外航：「外国航路」の略。自国内の港と外国の港とを結ぶ船の通り道。

1stPort：船舶が外国から国内で最初に寄港する港

2ndPort：1stPortの後に同一国内で移動した先の港

内航：国内を航行すること。また、その航路。

●：主体となる機関

○：連携する機関

【災害対応編】

(1) 感染予防対策

① 未発生期

未発生期における感染症への備えは8. マネジメント計画を参照すること。

② 海外発生期

災害対応を行う港湾施設管理者は、災害対応従事者の感染対策（マスク着用、テレビ会議による三密回避等）、災害対応従事者のサーモグラフィー等による検温を行う。また、岡山県（港湾管理者）及び中国地方整備局は、必要に応じて外国からの派遣部隊に係る支援船の係留岸壁調整を行う。

③ 国内発生早期

災害対応を行う港湾施設管理者は、災害対応従事者の感染対策（マスク着用、テレビ会議による三密回避等）、災害対応従事者のサーモグラフィー等による検温、屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間の縮小を行う。また、岡山県（港湾管理者）及び中国地方整備局は、必要に応じて派遣部隊に係る支援船の係留岸壁調整を行う。

④ 国内感染期

③国内発生早期と同じ内容とする。

⑤ 小康期

岡山県（港湾管理者）は災害対応従事者へ感染症について感染予防対策の注意を促す。

表－５ 各流行段階における対応方策

海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
災害対応従事者の感染対策			 災害対応従事者への 感染予防対策の注意 喚起
災害対応従事者の検温			
支援船の係留岸壁調整			
屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間の縮小			

（２）派遣部隊に感染症を発症又は感染の疑いのある者が発生した場合の対応（各流行段階共通）

派遣部隊に感染者等が発生した場合、防疫関係機関等に連絡を行うとともに、岡山県（港湾管理者）へ連絡する。岡山県（港湾管理者）は、水島港ＢＣＰ協議会構成員及び水島港水際・防災対策連絡会議を通じて関連する機関に対して適宜情報共有を行う。また、被災地における感染状況については、派遣元の組織に適宜情報共有を行う。

上記の対応の際には、以下について特に留意する。

- ・水際対策の徹底は他のあらゆる事柄に優先して行う。このような観点から、各関係者は防疫関係機関等の意見を最大限尊重する必要がある。
- ・感染者等が乗船した船舶の来港事案への円滑な対応のためには、関係者間の「前広」「迅速」「正確」な情報共有が重要である。
- ・港湾関係者の「安全」は当然として、「安心」の確保にも努める必要がある。

表－６ 感染者等が発生した場合の対応及びその主体

対応 事案発生 終結まで継続		感染者発生	保健所等	水島港ＢＣＰ協議会構成員 水島港水際・防災対策連絡会議構成員		
		災害対応 機関／事業者		中国地方 整備局	港湾管理者 (水島港湾事務所)	その他加盟組 織（関連する 機関のみ）
感染の疑いがある者の発生	関係行政機関へ連絡	●	○		○	○
	防疫関係機関へ連絡					
陽性者対応	陽性者対応		●			
支援船の 受入れ調整	岸壁調整			●	●	

●：主体となる機関
○：連携する機関

8. マネジメント計画

流行状況によって感染症リスクが異なり、また、日本全体の感染症対策とも整合を図る必要があることから、港湾における感染症対策では、流行段階毎にリスク分析及び対策を検討することが重要である。

このようなことを勘案し本BCPのマネジメント計画においては、感染症の発生・拡大に備えた、未発生期における平時からの準備、体制整備、PDCAサイクルの在り方、海外発生期における予防的な措置などを関係者間で共有しておくものとする。

(1) 事前対策

【貨物船編】

岡山県（港湾管理者）は、感染症の発生情報を収集するとともに、防疫措置の実施、感染者の隔離、感染発生場所の消毒・管理、通船等を水島港水際・防災対策連絡会議の枠組みを活用して、効果的、効率的に行うための連絡、調整体制を整備する。

船社等は、必要に応じて、乗員等が感染した場合に備え、感染発生時の対応の検討を行うとともに、感染症対策や感染症の予防・防疫資器材の準備を行う。

また、水島港水際・防災対策連絡会議構成員は、海外発生期に入った時点で、本BCP 7. 対応計画に基づいて、感染症が発生・拡大した場合の各々の具体の対処行動を整理し、関係部署に備えおくとともに、職員の出勤抑制などの措置を講じなければならなくなった際の体制の確認・見直しを行い、適宜、上記の連絡、調整体制に反映することとする。

【災害対応編】

水島港BCP協議会構成員及び水島港水際・防災対策連絡会議構成員は、以下についてそれぞれで必要な事前調整を行う。

- ・ ホットラインの確認及び、感染症発生時における派遣方針に関する認識の共有。
- ・ 感染症発生時においても関係業界団体等との間で災害協定が機能するための関係者調整。
- ・ 関係業界団体と調整し、感染症発生時に災害が発生した場合を想定した水島港BCPを拡充。
- ・ 感染症発生時における災害対応従事者の勤務体制の構築（班別出勤体制の構築・空間を分けて業務執行に当たる工夫、ローテーション勤務等）
※災害対応従事者が感染症を発症した場合の業務継続の観点にも留意が必要
- ・ 感染症感染リスクの低減を図るため、現地カメラ、ドローン、波浪計・風速計などのセンサー等による遠隔地からの状況把握やテレビ会議の導入・活用による連絡調整等の非接触型の災害対応体制の構築。
- ・ 被災地に感染が拡大しており、応急復旧等が実施出来ない場合の被災者の保護、避難移動等の対応策の検討。

- ・ 複合災害（自然災害＋感染症）を想定した防災訓練の実施及び PDCA サイクルによる実効性向上。
- ・ サーモグラフィーや防護服、マスク、ゴーグルなど予防・防疫資器材の確保。
- ・ 災害派遣職員の宿泊場所調整や、感染者発生時の職員待機場所となるプレハブの確保に関する関係機関との調整。

（２）教育・訓練

水島港BCP協議会構成員及び水島港水際・防災対策連絡会議構成員は、港湾において感染症が発生した際の訓練を随時実施する。また、感染症リスクに対する港湾関係者の認識の向上と本BCPに基づく緊急時の対処の手順等の的確な継承に向けて、感染症リスクに関する基礎的な情報・データや港湾における過去の感染症災害事例等を必要に応じて情報共有するものとする。

（３）BCPの見直し、改善

本BCPの実効性を向上させるため、PDCA サイクルの考え方にそって、水島港BCP協議会において実施する訓練や訓練結果に基づく各種検討結果及び協議会構成団体のBCP等を踏まえ、適宜、本BCPの見直し・改善を行う。

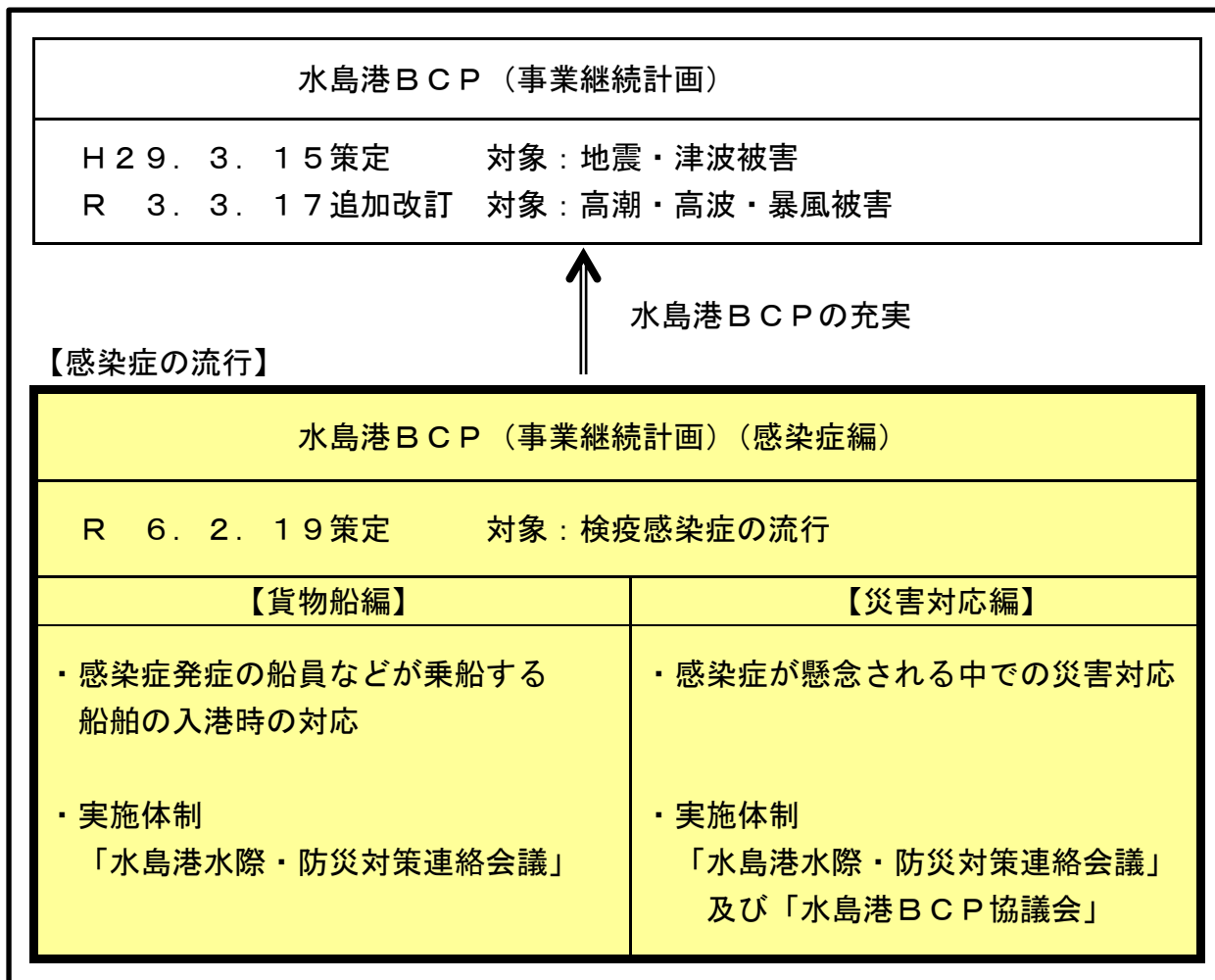
また、本BCPが発動される事態が発生した場合は、小康期に至った時点で、事態の完全な収束を待つことなく、各流行段階においてBCPに基づいてとられた具体の対処行動等の振り返り、総括を行い、必要に応じてBCPの修正を行うこととする。

なお、本BCPでは水島港における対応を想定しているが、係留岸壁の選定など、近隣の港湾（背後自治体）との広域的な連携が必要な場合には、広域的な行政機関である中国地方整備局等とも連携の上、必要に応じて広域的な連携方策についても検討する。また、本BCPは港湾における対応を中心に記載しているが、各流行段階において取られる水島港利用船舶の船舶運航会社などの関連する対策等との連携の重要性に鑑み、それらが明らかになった段階で適宜、BCPに的確に反映していくこととする。

参考資料

(1) 水島港BCP（感染症編）に関する諸体系

【大規模災害等の危機的事象】



※「大規模災害等の危機的事象」が発生した場合の水島港BCP適用事例を以下に示す。

- ・ 大規模災害（自然災害）が発生した場合 ⇒ 水島港BCP
- ・ 感染症が流行（まん延）した場合 ⇒ 水島港BCP（感染症編）
- ・ 感染症が懸念される中で大規模災害が発生し、災害対応を行う場合
⇒ 水島港BCP＋水島港BCP（感染症編）

(参考) 港湾の事業継続計画策定ガイドライン(改訂版) 国土交通省港湾局 令和2年5月より抜粋

本ガイドラインの概要

＜本ガイドラインにおける用語の定義＞

「港湾の事業継続計画(港湾BCP)」:

危機的事象による被害が発生しても、当該港湾の重要機能が最低限維持できるよう、危機的事象の発生後に行う具体的な対応(対応計画)と、平時に行うマネジメント活動(マネジメント計画)等を示した文書のこと。

危機的事象…港湾機能の低下を引き起こす原因となる、大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、突発的な港湾運営環境の変化といった事象のこと。

(参考) 港湾の事業継続計画策定ガイドライン【感染症編】 ～港湾における感染症BCPガイドライン～Ver1.0
国土交通省港湾局 令和3年4月より抜粋

2. 感染症BCPの基本的な考え方

(1) 感染症BCPの目標

感染症BCPは、港湾や入港船舶において感染症が発生、拡大することにより、船舶の長期停留や港湾における事業活動の停止により、港湾機能継続が困難となることを回避、影響を軽減することを目的とする。

自然災害時に係る港湾BCPは、発災後、港湾機能の維持、早期回復を目的とするのに対し、感染症の場合は、発生後の対応が不十分な場合、港湾機能に与える影響がさらに悪化するおそれがあるため、感染症BCPは影響拡大を抑制する対策も重要である。

(2) 本ガイドラインで対象とする感染症

感染症は多岐にわたっており、その種類によって取るべき対策も異なるため、まずは新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を念頭に本ガイドラインを作成し、今後新たな感染症が発生した場合には、その時点の知見を踏まえ、必要な見直しを行い、その都度ガイドラインを充実させていくこととする。

(4) 本ガイドラインで対象とする港湾機能の維持に影響を与える事象

港湾機能継続に影響を与えるケースとして、(a)感染症を発症または疑いのある船員等が乗船する船舶の入港時と(b)感染症が懸念される中での災害対応時を想定する。

（２）新規策定時における参考資料一覧

○港湾ＢＣＰ関係

- ・ [港湾の事業継続計画策定ガイドライン（改訂版）（国土交通省港湾局、令和２年５月）](#)
- ・ [水島港ＢＣＰ（事業継続計画）（水島港ＢＣＰ協議会、令和３年３月）](#)

○港湾ＢＣＰ（感染症編）関係

- ・ [港湾における感染症ＢＣＰ検討委員会（国土交通省ホームページ）](#)
- ・ [港湾の事業継続計画策定ガイドライン【感染症編】～港湾における感染症ＢＣＰガイドライン～Ver1.0（国土交通省港湾局、令和３年４月）](#)
- ・ [コロナ感染症の疑いのある船員が乗船する船舶に対するの対応事例](#)

○新型コロナウイルス感染症関係

- ・ [新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について（新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和５年１月２７日）](#)
- ・ [新型コロナウイルスへの感染の疑いのある船員が乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について（新型コロナウイルス感染疑い船等来航事態対処WG、令和２年９月１８日）](#)
※港湾の事業継続計画策定ガイドライン【感染症編】～港湾における感染症ＢＣＰガイドライン～参考資料より
- ・ [感染防止対策及び船上で乗組員や乗客に新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いがある場合の対応等について（国土交通省海事局安全政策課、令和２年５月１１日）](#)
- ・ [港湾空港建設事業の新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン（一般社団法人日本埋立浚渫協会 他、令和５年１月３１日改定）](#)

○検疫関係

- ・ [検疫業務（厚生労働省広島検疫所ホームページ）](#)

○関係機関との連携

- ・ [保健所における健康危機対処計画（感染症編）策定ガイドライン（厚生労働省健康局健康課、令和５年６月）](#)